

# 資料 1



## 基本計画案



## 第2章 子どもたちの笑顔あふれるまちづくり ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

### 1 子育て支援の充実

---

#### 【現況と課題】

子どもや家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行による家族の形態の変化、女性の社会進出による就労形態の多様化など、大きく変化しています。

町では、育児不安や保護者のストレス解消などに対応するため、子育てセンターで乳幼児とその保護者を対象に施設開放や子育て教室を行うなど子育て支援に努めています。

また、乳幼児健診、育児相談、離乳食講習会などの母子保健事業を実施するとともに、乳幼児医療費の助成は、子育て家庭への経済的援助として、大阪府の助成制度をより充実して実施しています。

さらに、小児急病診療を広域体制（河南町、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、千早赤阪村）で行っており、今後も連携強化を進める必要があります。

中央保育所は定員60名で運営を始めましたが、保育ニーズに対応して定員を120人に増やして運営しています。しかし、定員を上回る乳幼児を保育する状況が続いており、保育施設の充実とゆとりある保育環境の整備が望まれています。

今後、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちづくりを進め、地域で子どもを支えることのできる社会を形成していくことが重要です。

子育てに関するさまざまな不安や負担を軽減するため、保護者の多様なニーズに対応し、保育や子育て支援の充実を図る必要があります。

#### 【まちづくりの方向】

子育て支援や保育の充実、妊産婦、乳幼児等の健康の保持と増進、子育て全般についての相談窓口の充実などを図り、子どもを安心して産み、育てやすいまちづくりを進めます。



- (1) 子育て支援の充実
- (2) 妊産婦、乳幼児等の健康の保持と増進

### 【まちづくり計画】

#### (1) 子育て支援の充実

- 地域における子どもと保護者の活動の場の提供と交流の促進を図るとともに、子育て支援の拠点として子育てセンターを一層活用し、子育て相談・教室など、子育て支援を推進します。
- 多様化する子育てニーズに対応するため、乳幼児の一時預かりや保育所での朝夕の延長保育など保育環境を充実します。  
また、待機児童を解消するため、(仮称)新かなん保育所の整備を進めます。さらに、より良い保育・教育環境を実現するため、幼保一元化及び認定子ども園の整備をめざします。
- 留守家庭児童の安全・安心な放課後活動の場として、児童クラブの保育内容を充実します。
- 児童虐待の未然防止や早期発見を図るため、子ども家庭センター、保健所などの関係機関と連携し、要保護児童等へのきめ細やかな取り組みを推進します。
- 乳幼児医療費助成の実施により、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- ひとり親家庭に対して相談体制の充実に努めるとともに、障がい者(児)やひとり親家庭に対する医療費などの支援制度の充実や貸付制度などの情報提供に努めます。
- 子どもが安全に安心して遊べる場として、ちびっこ広場等を充実します。

#### (2) 妊産婦、乳幼児等の健康の保持と増進

- 妊産婦健診の補助、乳幼児健診、予防接種などを充実し、妊産婦、乳幼児等の健康の保持と増進を図ります。
- 妊娠・出産・育児期における母子保健指導、訪問相談、離乳食講習会などを充実し、乳幼児が心身ともに健やかに



育つよう知識の普及や育児支援を推進します。

- 保育所における健康づくり、食育など健康的な生活習慣の指導強化を図ります。
- 近隣市町村や関係機関の協力を得ながら、小児急病診療体制の充実を図ります。



## 2 教育の充実

---

### 【現況と課題】

#### (1) 幼児教育

町内には幼稚園が2園あり、平成21年5月1日現在の園児数は148人となっています。

少子化の影響で園児数は減少の傾向にあり、集団生活による人間性・社会性を養う観点から、幼保一元化及び認定子ども園の整備などを進めるとともに、教育環境の向上の観点から3歳児保育について検討する必要があります。

また、現有施設については、安全な教育環境を創出するため、施設の耐震化などの整備を図ることが必要です。

#### (2) 義務教育

生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などを養い、明るく、たくましく、心豊かな次代を担う子どもたちを育てることが大切です。

本町においては、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、一人ひとりの良さや可能性を伸ばし、「人間力」の向上を図ることを目指した教育に取り組んでいます。

また、よりよい教育条件、教育環境づくりのため、段階的に小学校の統合を進めるとともに、耐震化など計画的な施設の整備を行う必要があります。

学校給食については、施設・運営の充実・改善のほか、中学校給食のあり方を検討していく必要があります。

### 【まちづくりの方向】

子どもたちの将来の礎となる確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などを育み、自ら考え、主体的に行動できる児童を育成するため、教育内容の充実に努めます。

より良い教育条件・教育環境を実現するため、計画的な耐震化など教育施設の整備に努めるとともに、適正な就園・就学体制について検討します。



(1) 幼児教育の充実

(2) 義務教育の充実

### 【まちづくり計画】

#### (1) 幼児教育の充実

- 心身の健全な発達が図れるよう教育内容の充実や特色のある幼稚園づくりに努めます。また、保育所をはじめ、小・中学校との一層の連携の充実を図ります。
- 耐震化など施設の整備や教材などの充実により、教育環境の向上を図ります。
- 家庭状況等により保育が困難な家庭の幼児を対象に、放課後の預かり保育を充実します。
- 教育環境の向上を図るため3歳児保育を検討するとともに、集団生活における人間性・社会性を養う観点から幼保一元化、認定子ども園の整備をめざします。

#### (2) 義務教育の充実

- 自ら学び、自ら考え、問題を解決する力を育成するとともに、たくましく生きるための健康や体力の向上を図ります。
- 国際化や高度情報化社会などに対応した教育を充実します。
- 他人を思いやる豊かな人間性、ボランティア精神、規範意識を育むため、心の教育や人権教育を充実します。  
また、いじめや不登校などの問題に対応するため、相談体制を整備します。
- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの状況に応じた教育課程の編成に努めるなど、充実した障がい児教育を推進します。また、適切な就学相談及び就学指導を充実します。
- 耐震化等の計画的な施設整備を行うなど、子どもたちが安全で安心して学べる教育環境づくりを推進します。



## 河南町新総合計画 基本計画(案)

---

また、通学環境の整備を図るため、通学時の安全対策を進めます。

- 安全・安心な給食提供のため、学校給食センターの老朽化に伴う施設整備に努め、あわせて、食育の観点から中学校給食のあり方等を検討します。
- より良い教育条件・教育環境の実現のため、小学校を段階的に2校に統合し、適正配置・適正規模化を図ります。  
また、小中一貫教育についても研究を行います。



### 3 家庭と地域における教育機能の充実

#### 【現況と課題】

少子化や核家族化が進行し、家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、家族との日常のふれあいのなかで豊かな感情を養い、礼儀作法を身につけるといった、子どもたちの人間性を育てる貴重な生活体験の機会が減少しています。また、過保護や育児の不安、しつけの問題など、家庭における教育・養育機能の低下が指摘されています。

このような状況の中で、子どもたちの学力の低下や公共の場での不適切な行動などの解決策のひとつとして、家庭教育の重要性について認識を促すとともに、家庭における教育や育児を支援していくことが必要です。

さらに、地域全体で、次代を担う子どもたちを育てていくという意識を高め、保護者間のつながりを促進するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもを見守り、育む環境整備を推進していくことが必要です。

#### 【まちづくりの方向】

情報提供や相談体制の充実に努め、子どもの教育についての不安や悩みなどの解決を図ります。

保護者や地域の住民に対して、家庭や地域でのしつけ・教育の重要性の啓発に努めます。

(1) 家庭・地域教育の環境整備

(2) 家庭・地域教育啓発の推進

#### 【まちづくり計画】

(1) 家庭・地域教育の環境整備

- 子どもの教育やしつけについての不安や悩みなどを解決するため、家庭教育や子育てにかかわる学習機会・情報の提供を行うとともに、相談事業などを充実します。
- こども会や PTA などの活動を通じて、保護者間の交流



や地域活動への参加を促進します。

(2) 家庭・地域教育啓発の推進

- 家庭におけるしつけや教育の重要性を改めて保護者などに認識してもらうとともに、地域の住民が子育てに関心を持ち、子どもを見守り、育てる環境づくりのため、啓発活動に努めます。
- 講演やワークショップなどを開催し、いじめや子どもへの暴力の防止を図ります。



## 4 青少年の健全育成

### 【現況と課題】

青少年を取り巻く社会環境の急激な変化に伴い、青少年による非行・犯罪が凶悪化・低年齢化するなど大きな社会的問題となっています。

町では、青少年指導員連絡協議会と連携し、パトロールの実施やあそびのひろばの開催などを通じて青少年の健全育成に努めています。

今後とも、青少年の育成に対する学校教育への依存を改め、家庭・学校・地域などがそれぞれの役割を果たしながら連携し、青少年の豊かな心と生きる力を育てていく必要があります。

### 【まちづくりの方向】

青少年の健全育成は重要課題であるという認識に立ち、青少年指導員連絡協議会などと連携して、安全・安心なまちづくりをめざして、青少年健全育成活動を推進していきます。

- (1) 青少年育成活動の推進
- (2) 青少年育成環境づくり

### 【まちづくり計画】

- (1) 青少年育成活動の推進
  - 家庭や学校、地域が一体となって、青少年の自然・文化、スポーツなどの体験活動への参加、活動の機会の拡充を図ります。
  - 青少年関係団体の育成や活動支援を行うとともに、指導・相談などの体制の充実を図ります。
  - 家庭や地域、学校の相互の連携を密にし、非行やいじめ、不登校などの未然防止と保護・指導機能の強化を図るとともに、青少年問題に対する住民の意識の高揚に努めます。



(2) 青少年育成環境づくり

- 青少年関係団体との協力・連携のもと、青少年を取り巻く有害な社会環境の浄化や健やかに育つ環境づくりを推進します。
- 青少年を取り巻く環境について、広く住民に対して広報・啓発活動に努め、健全な社会の実現を推進します。





- (1) 地域福祉活動の充実
- (2) 安心して暮らせるまちづくり
- (3) 生活自立の援助

#### 【まちづくり計画】

- (1) 地域福祉活動の充実
  - 住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域福祉計画に基づき、総合的かつ計画的な地域福祉活動を推進します。
  - ボランティア活動などの地域福祉活動を促進する拠点として保健福祉センター（かなんぴあ）の機能の強化を図ります。
  - 地域福祉に関する情報提供や啓発活動、教室などを通じて住民の福祉に対する理解と協力を求め、住民同士の交流を促進します。
  - 地域福祉を支える人材の育成を図るとともに、住民の積極的な地域活動への参加を促進し、地域福祉活動の充実を図ります。
  - 地域福祉の推進に中心的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援していくとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの福祉団体等との連携のもと、地域ニーズにあったサービスの充実を図ります。
- (2) 安心して暮らせるまちづくり
  - 地域での見守り活動を促進するなど、地域におけるネットワークの強化を図ります。
  - ユニバーサルデザインの理念に基づき公共施設の施設改修を進めるとともに、だれもが容易に社会参加できる安全・安心なまちづくりを進めます。
  - 多様化する地域福祉に関する相談に対応するため、相談体制を充実します。



(3) 生活自立の援助

- 生活保護世帯の自立を促すため、関係機関との連携のもと、生活や就労などに関する相談・指導を充実します。



## 2 高齢者福祉の充実

### 【現況と課題】

高齢化率は年々上昇しており、介護保険の介護サービスの提供や高齢者の福祉施策が重要となってきています。また、高齢化に伴い1人暮らし高齢者が年々増加の傾向にあり、高齢者夫婦世帯、老々介護、認知症などの問題も出てきています。

本町では、要支援高齢者に対しては、介護予防事業などを実施し、高齢者の自立に向けた予防事業を展開しています。

また、社会福祉協議会と連携し、高齢者の心配ごと相談や小地域ネットワークでの生きがい対策事業を実施しています。

町内には特別養護老人ホーム「菊水苑」と「あんり」があり、デイサービス、ショートステイも行っています。

高齢者がいきいきと安心して暮らせるためには、一人ひとりが健康を維持・増進する一次予防の重要性を広く啓発し、疾病の早期発見・早期治療（二次予防）、リハビリテーション（三次予防）の推進を図る必要があります。

また、地域社会との交流を通じて、生きがいづくりや社会参加活動に対する支援を行うことが重要となります。

### 【まちづくりの方向】

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が元気に、いきいきと生活できるよう、高齢者にやさしいまちづくりや生きがいづくりを推進し、介護サービスの充実を図ります。

- (1) 高齢者保健福祉計画等の推進
- (2) 高齢者の生きがいづくり
- (3) 高齢者にやさしいまちづくり
- (4) 介護保険サービスの充実



### 【まちづくり計画】

#### (1) 高齢者保健福祉計画等の推進

- 高齢者がいきいきと安心して暮らせるよう高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、総合的な高齢者福祉を推進します。

#### (2) 高齢者の生きがいづくり

- 長年培ってきた知識、経験、技能をいかして、高齢者が社会参加できるよう、地域活動への参加や就労の機会の拡充を図ります。
- 身近な地域の中で生きがいをもって生活できるよう、スポーツや文化活動など老人クラブ活動を通じた交流促進や生涯学習機会の充実を図ります。

#### (3) 高齢者にやさしいまちづくり

- 保健、医療、福祉等関係機関との連携を図り、人権意識の啓発や虐待防止に向けた取組みを進め、相談支援体制等を整備します。
- 社会福祉協議会をはじめ民生委員児童委員協議会など福祉関係団体との連携を深め、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 1人暮らし高齢者や高齢者世帯、要援護者等の地域での見守りや災害時の支援の充実など、誰もが安心して暮らせるまちの実現を推進します。
- ユニバーサルデザインの理念に基づき公共施設の施設改修を進めるとともに、在宅給食サービス、寝具乾燥消毒サービス、緊急通報装置の貸与など、高齢者が自宅において安心して生活できるよう支援します。

#### (4) 介護保険サービスの充実

- 地域包括支援センターを中心として、介護予防の普及啓発、各地区での研修を実施するなど、高齢者の自立に向けた健康づくりや生活習慣病予防から介護予防までを一体的に推進します。
- 認知症高齢者などに対する相談機能の強化や権利擁護に向けた取組みを充実します。



## 河南町新総合計画 基本計画(案)

---

- 多様化する介護ニーズに対応するため、介護サービス情報を効果的に提供し、在宅介護サービスや介護老人福祉施設における介護サービスを充実します。
- 公正な介護認定に努めるとともに、サービス利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者への指導・助言を図ります。



### 3 障がい者（児）福祉の充実

#### 【現況と課題】

障がいのある人もない人も、ともに1人の人間として尊重され、すべての人が住み慣れた地域で自立した生活を送り、安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。

平成18年に障がい者自立支援法が施行され、障がい種別にかかわらず、身体・知的・精神の3障がいについて市町村が一元的に福祉サービスを提供することになりました。町内には、障がい者施設として知的障がい者更生施設「草笛の家」があります。

このほか、心身障がい者福祉作業所「わかば作業所」、認可施設として知的障がい者通所授産施設「あすかの園」があります。

これまでも町は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障がい者（児）施策に取り組んできましたが、障がい者（児）のさまざまなニーズに対応するため、保健・医療サービスをはじめ福祉サービスの充実、自立生活支援事業の充実に努めることが重要です。

#### 【まちづくりの方向】

障がい者（児）の自立を促進するため、社会参加や就労機会の拡充を図るとともに、施設におけるサービスや日常生活の自立支援を行います。

また、相談支援体制の充実やセーフティネットワークの構築など障がい者（児）にやさしいまちづくりを推進します。

- (1) 社会参加の促進
- (2) 障がい者（児）にやさしいまちづくり
- (3) サービスの充実



## 【まちづくり計画】

### (1) 社会参加の促進

- 文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者（児）の社会参加や交流の輪が広がるよう支援します。
- 障がい者の自立した生活を促進するため、労働関係機関と連携し、障がいの程度や種類に応じた就労支援に努めます。
- 障がい者（児）が住みなれた地域で自立して生活できるよう手話や点字など、各種ボランティア活動の充実を図ります。

### (2) 障がい者（児）にやさしいまちづくり

- 障がい者（児）に対する差別や偏見を無くし、正しい理解と認識を広げるため、人権意識の啓発や虐待防止に向けた取組みを進め、相談支援体制等を整備します。
- ユニバーサルデザインの理念に基づき公共施設の施設改修を進めるとともに、誰もが活動しやすい環境づくりを進めます。
- 障がい者（児）や高齢者などの災害時要援護者について、災害時における救助・安否確認などの初動体制を確立するため、地域住民を主体としたセーフティネットワークの構築を図ります。
- 知的障がい・精神障がいなどにより、自己の判断のみでは意思決定が困難な人に対し、社会福祉協議会と連携し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理に関する相談支援を推進します。

### (3) サービスの充実

- 障がい者（児）の自立を促進するため、入所施設や通所施設の活用を図り、障がい者（児）福祉サービスを充実します。
- 障がい者（児）の日常生活での自立を促進するため、住宅改造助成や補装具・日常生活用具の給付などを実施するとともに、ガイドヘルパーの派遣、日中一時支援、相談機能などを充実します。



- 障がい者（児）及び家族の経済的負担の軽減のため、医療費助成制度や各種給付事業の充実について国・府に働きかけます。



#### 4 保健・医療の充実

---

##### 【現況と課題】

高齢化の進行や医療の高度化に伴い医療費が増大しています。医療費の抑制を図り、健康で充実した生活を送るためにも、予防重視の保健事業・健康づくり施策を推進することが重要です。

平成20年度から住民健診のうち基本健診が、各医療保険者が実施する特定健診に制度改正されました。

町では、特定健診項目以外の健診や各種がん検診のほか、生活習慣病の予防を目的とした健康教育や食生活改善のための各種教室なども実施しています。

保健福祉センター（かなんぴあ）においては、健康づくりの拠点として住民の健康保持と増進に努めています。

また、保健予防のため、乳幼児の予防接種のほか高齢者のインフルエンザ予防接種や肺炎球菌ワクチン接種の一部公費補助などを行っています。

さらに、南河内9市町村が共同で障がい児（者）歯科診療体制を整備しています。

今後とも、「自らの健康は自らで守る」という認識のもと、保健福祉センター（かなんぴあ）を活用し、住民が主体となった健康づくりを一層推進する必要があります。

休日における急病人の診療事務を富田林市に委託しています。

また、いつでもどこでも安心して医療が受けられる国民皆保険制度を維持し、その普及・啓発に努めることが重要です。

##### 【まちづくりの方向】

すべての住民がライフサイクルに応じて、健康に安心して生活できるよう、保健事業を通じた健康づくりや疾病予防、予防接種などの感染症対策、医療などのサービスの充実を図ります。

また、国民健康保険など医療保険制度の円滑な運営を進めます。



- (1) 保健予防の推進
- (2) 感染症対策の充実
- (3) 医療対策の充実
- (4) 医療保険制度の円滑な運営

#### 【まちづくり計画】

- (1) 保健予防の推進
  - 保健福祉センター（かなんぴあ）の機能を充実し、民間のノウハウをいかした健康づくりや疾病予防を推進します。
  - 健康教育や健康相談を通じて、「自らの健康は自らで守る」という健康の自己管理意識の醸成に努めます。
  - 住民に密着した総合的な健康づくりを推進するため、保健所との連携を強化するとともに、健康に関する情報を提供します。
  - 住民が生涯にわたって健康づくりに関心を持ち、望ましい食生活や運動などの習慣が身につくよう健康教育を推進し、生活習慣病予防の普及・啓発に努めます。
  - 栄養指導や口腔保健指導、生活指導などを充実します。
  - 健康診査や検診体制の充実を図り、個別健康教育・健康相談を実施するとともに、総合保健情報システムなどを活用し、個人のニーズにあった保健指導等を充実します。
  - 母子保健指導、健康教育、訪問相談、離乳食講習会など、妊婦・乳幼児が心身ともに健やかに育つよう支援します。
- (2) 感染症対策の充実
  - 伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上を図ります。
  - 感染症に関する情報提供を行うとともに、感染症の正しい知識と予防方法の普及・啓発に努めます。
- (3) 医療対策の充実
  - 地域医療の基盤である「かかりつけ医」の普及・啓発に努めるとともに、かかりつけ医を通じた保健医療サービスの強化を図ります。



- 近隣市町村や関係機関の協力を得ながら、休日診療所や障がい児（者）歯科診療体制などの充実を図ります。
- 包括的な医療サービスの実施や特殊・先進的な技術を要する医療などの需要に対応する高次医療体制の充実を、近隣市町村と協力しつつ、関係機関に働きかけます。

(4) 医療保険制度の円滑な運営

- 国民健康保険制度の普及・啓発を推進し、あわせて被保険者の健康づくりを増進するなど、医療費抑制に努めます。  
また、国民健康保険特別会計の財政基盤安定化を図るための施策を国・府に要請するとともに、国民健康保険の健全運営に努めます。
- 大阪府後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めます。



## 5 災害・危機に強いまちづくりの推進

### 【現況と課題】

阪神淡路大震災以後、全国的に防災への意識が高まりました。

本町も、防災行政無線や耐震性貯水槽などの整備、民間事業者との災害時緊急物資協定、木造住宅の耐震診断・改修費用の補助、小・中学校をはじめとする公共施設の耐震診断及び耐震化など、災害に強いまちづくりを進めています。

大規模災害発生時には、地域の協力及び広域的な行政支援が必要となりますが、本町でも地域の防災意識が高まり、自主防災組織の結成が進んでいます。また、中河内・南河内の9市2町1村による「災害相互応援協定」を締結しています。

引き続き、地域防災計画により、防災空間、防災拠点、情報収集伝達体制の整備などに努め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることが必要です。

また、予測できない大規模事故やテロ活動など、さまざまな危機事象から住民の生命と財産を守るため、総合的な危機管理体制を確立することが必要です。

防犯については、安全・安心メールの配信や防犯灯の設置・維持管理費の一部助成などの防犯対策を推進するとともに、防犯意識の向上を図っています。

また、地域の自主防犯組織づくりも進んでおり、地域住民による自主的な青色回転灯防犯パトロールが実施されています。

犯罪のない安全な社会を実現するためには、富田林警察署や町防犯委員会などの関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯対策をより一層推進する必要があります。

### 【まちづくりの方向】

住民主体の防災活動や広域的な防災体制の充実を図るとともに、防災基盤の整備に努め、災害・危機に強いまちづくりを推進します。

砂防施設の整備促進など治山・治水・水防対策の充実を図り、災害の未然防止に努めます。

また、地域における防犯意識の高揚など、防犯対策の充実を図り、犯罪のない安全なまちづくりをめざします。



- (1) 防災体制の充実
- (2) 防災基盤の整備
- (3) 治山・治水・水防対策の充実
- (4) 危機管理対策の推進
- (5) 防犯対策の充実

#### 【まちづくり計画】

- (1) 防災体制の充実
  - 地域防災計画に基づき、防災活動を総合的かつ計画的に推進します。
  - 災害発生時や緊急時に、避難・救助などの初期活動を円滑に行える地域での助け合いを基本とした自主的な防災組織づくりを促進します。
  - 災害時における二次災害の防止や避難などを迅速かつ的確に行えるよう日頃から防災に対する知識の普及、防災意識の高揚に努めるとともに、啓発及び住民参加型の防災訓練を実施します。
  - 保育所、幼稚園及び小・中学校において消防訓練の実施、1人暮らし高齢者世帯などへの防火訪問指導、火災予防・各種災害予防の周知徹底などを通じて、防災意識の高揚に努めます。
  - 大規模災害に対処するため、「災害相互応援協定」などに基づき、人員の派遣、物資の援助をはじめとした広域的な応援体制の整備に努めるとともに、災害に強いまちづくりの推進に必要な制度の充実や財政支援を国・府に要請します。
  - 障がい者（児）や1人暮らしの高齢者など、災害時に自力では迅速な避難行動ができない人のために、共助を基本とした地域での情報把握や緊急時のネットワークづ



くりに努めます。

- 災害発生時に被害状況や避難情報などの確な情報提供が行えるよう、防災関係機関との情報共有体制の充実と、住民への情報発信力の強化に取り組みます。

#### (2) 防災基盤の整備

- 災害や緊急時に備え、防災資機材や応急物資の確保を図るとともに、都市基盤の防災対策を進めます。
- 耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断及び耐震改修費用の補助や小・中学校をはじめとする公共施設の耐震診断及び耐震化を行い、災害に強いまちづくりを推進します。
- 災害時に機能する各種装備や施設、応急物資の確保と配分を図る拠点の整備を検討します。

#### (3) 治山・治水・水防対策の充実

- 一級河川や準用河川などの改修や浚渫、老朽ため池の整備により、災害の未然防止、安全性の確保を図ります。
  - 大雨などによる土砂災害を未然に防止するため、砂防ダムや急傾斜地崩壊危険対策を促進します。
  - 無秩序な土砂採取を抑制するとともに、開発行為などにとまなう災害を防止するため、砂防法や宅地造成等規制法、森林法などに基づき、指導を行うよう府に要請します。
  - 水源のかん養、土砂流出防止など、高い公益機能を有する森林の保全を図るため、維持管理の支援を行います。
  - 洪水等の災害を未然に防止するため、気象予警報の受報時などに消防団員の配備を要請します。
- また、円滑な水防活動のため資機材の確保を図ります。

#### (4) 危機管理対策の推進

- 総合的な危機管理体制の確立に向け、国民保護計画などに基づき、災害、大規模事故、感染症、テロ、武力攻撃事態などに対する危機管理マニュアルづくりや訓練を実施します。



(5) 防犯対策の充実

- 青色回転灯防犯パトロールなどを行う自主防犯組織へ支援を行うとともに、地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。
- 富田林警察署や町防犯委員会などの関係機関との連携を強化し、防犯意識の高揚に努めます。
- 夜間の犯罪の未然防止や通行の安全確保を図るため、地区防犯灯の整備などを支援し、安全なまちづくりを推進します。



## 6 消防・救急体制の充実

### 【現況と課題】

住民の生命や財産を守ることは、行政の重要な責務です。本町では、消防・救急車両や資機材の整備及び消火栓の設置や維持管理など、消防力の向上に努め、消防・救急体制の強化に取り組んできました。

また、防火啓発や救命講習などの活動を行っています。

さらに広域での応援の重要性を考慮して、緊急消防援助隊をはじめ、近隣消防本部等と応援体制の整備を進めています。

今後も消防・救急体制の充実を図るため、消防無線のデジタル化への移行や防火水槽などの消防水利の確保、救急救命における救命率の向上に努めるとともに、住民との連携を強化していくことが重要です。

### 【まちづくりの方向】

住民の生命と安全を守るため、住民の防火意識の高揚や地域における自主的な消火体制の充実を図るとともに、広域的な消防体制を検討し、消防施設の充実など、消防力の強化に努めます。

また、高度救急のための装備の充実や技術の向上に努めるとともに、医療機関との連携を強化し、救急体制の充実を図ります。

- (1) 予防活動の推進
- (2) 消防体制及び消防力の強化
- (3) 救急体制の強化



**【まちづくり計画】**

(1) 予防活動の推進

- 地域における消防体制の充実及び防火意識の高揚を図るため、自主防災組織の育成強化を推進します。
- 防火対象物及び危険物施設等の予防査察により、火災の発生を未然に防止し、予防行政の推進を図ります。また、防火管理者の育成に努めます。

(2) 消防体制及び消防力の強化

- 消防職員の資質向上に努めるとともに、消防施設・消防車両・消防資機材などを更新し、消防力を強化します。
- より高度な消防・救急の体制を確立するため、府及び近隣市町村と連携し、消防の広域化を進めます。
- 地域の安全を守る消防団の役割を広く住民に啓発し、消防団員の確保に努めるとともに、団員の資質の向上や装備の充実を通じて、消防団の活性化を図ります。
- 消火栓や防火水槽などを整備し、消防水利を充実します。

(3) 救急体制の強化

- 救急救命における救命率の向上をめざし、高度救急のための装備の充実や技術の向上に努めるとともに、医療機関との連携を強化し、救急体制の充実を図ります。
- 人命救助や応急手当の普及・指導のため、AEDを活用した普通救命講習会など各種講習会を実施します。



## 7 消費者保護と雇用対策の充実

### 【現況と課題】

情報化の進展に伴う流通手段の多様化などにより、消費者の利便性が大きく向上した半面、消費者トラブルが増加しています。1人暮らしの高齢者などを狙った訪問や電話による悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、手口が巧妙化し、大きな社会問題となっています。

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者が自らの判断で正しい選択を行えるよう、消費者への情報提供や啓発などを進めることが重要です。

また、産業の空洞化や技術革新などによる省力化、終身雇用制度の見直し、女性の社会進出など、雇用の形態は大きく変化しています。

さまざまな就労ニーズの把握に努めるとともに、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、情報提供や就労相談など、きめ細かな支援を行い、雇用の促進を図る必要があります。

### 【まちづくりの方向】

消費生活に関する情報提供などにより、消費者意識の高揚を図ります。また、消費者相談の充実を図り、消費者保護を推進します。

ハローワークなど関係機関との連携のもと、雇用の促進を図ります。また、就労意欲に応じて、就労相談の充実を図ります。

(1) 消費者意識の向上

(2) 消費者相談の充実

(3) 雇用対策の充実



### 【まちづくり計画】

#### (1) 消費者意識の向上

- 消費者意識の向上を図るため、広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用して、悪徳商法や不良品などに関する情報提供に努めるとともに、消費者教室などを実施する消費者団体を支援します。
- 小中学校でリサイクル意識を高める教育を推進するとともに、消費生活における省資源・省エネルギー意識の啓発活動を推進し、環境に配慮した消費行動を促進します。

#### (2) 消費者相談の充実

- 消費者被害を防止するため、大阪府消費生活センター等と連携し、消費生活に関する相談体制を充実します。

#### (3) 雇用対策の充実

- 新たな産業の振興・育成に努め、地元における雇用の拡充を図ります。
- 就労意欲に応じて、ハローワークなどの関係機関との連携のもとで相談体制の充実を図り、職業情報の提供を推進します。

また、若者、中高年齢者、障がい者、母子家庭の母親など、事情により就職したくてもできない人を対象とした就労支援を推進します。